

生活福祉資金

新型コロナウイルス特例貸付

の概要

小野市社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少等があり、緊急かつ一時的な生計維持のための費用を必要とする世帯に、以下の貸し付けを行っています。

① 緊急小口資金

○貸付限度額

10万円以内。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は20万円以内。

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等がある
- ・世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいる
- ・世帯員が4人以上いる
- ・世帯員に臨時休業した小学校等に通う子がいる
- ・世帯員が個人事業主等を営んでいる
- ・今後10万円を超える資金需要がある

○据置期間と償還期間

据置期間12か月以内／償還期間24か月以内

○貸付利率

無利子。ただし期日までに償還完了しなかった場合、年3%の延滞利子

○貸付の決定

申し込みから送金まで10日間程度
土、日、祝日により遅れる場合があります

○資金の交付方法

申請者個人名義の口座に送金

○申請に必要な物

- ①世帯全員分が記載された住民票
(個人番号が記載されていない物)
- ②顔写真入りの身分証明書
- ③申請者個人名義の通帳
- ④印鑑 (シャチハタ不可)

② 総合支援資金

○貸付限度額

単身世帯：月額15万円以内
複数世帯：月額20万円以内
貸付期間：3か月以内

○据置期間と償還期間

据置期間12か月以内／償還期間10年以内

○貸付利率

無利子。ただし期日までに償還完了しなかった場合、年3%の延滞利子

○貸付の決定

申し込みから送金まで3週間から1か月程度
土、日、祝日により遅れる場合があります

○資金の交付方法

緊急小口資金と同一の口座に送金

○申請に必要な物

- ①生活福祉資金貸付決定通知書 (緊急小口資金)
- ②印鑑 (シャチハタ不可)

- ◇ 2つの資金種類のうち、まずは送金までの期間が短い「緊急小口資金」をご利用ください。
- ◇ 緊急小口資金を利用した上で、それ以降の生活にも不安のある場合は総合支援資金の利用もご検討ください。(総合支援資金の申請は、緊急小口資金の送金日以降となります)
- ◇ 総合支援資金を利用する場合には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けていただきます。また、本資金の貸付を受けている間に居住する市町における自立相談支援機関に支援の申し込みをしていただきます。
- ◇ 郵便物はすべて、借入時に届け出の住民票に記載のある住所にのみ送付し、郵便物の転送は一切行いません。転居した場合は速やかに届出るとともに、これらの手続きを怠った場合は、送金を停止し、以後の貸付申請を受理しません。なお、郵便物の不達により手続きが遅延した場合、本会は一切の責任を負いません。

相談・申込窓口は、小野市社会福祉協議会へ

住所：小野市王子町801 電話：0794-63-2575

受付時間：9：00～17：00 (土日・祝日、年末年始を除く)

※実施主体は社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会です。